

令和7年度介護職員処遇改善加算取得支援事業業務委託基本仕様書

1 目的

介護職員等処遇改善加算について、県内の介護事業者に対し加算取得のための助言等を行い、職員の処遇改善が広く行われるよう促進する。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

3 委託業務の概要

(1) 介護職員等処遇改善加算に関する説明会の開催

内陸会場、庄内会場それぞれ1回開催する。

(2) 個別訪問等の実施

① 介護事業者に対し事業の周知を行い、専門家派遣を希望した事業者の取りまとめや日程調整等を行う。

② 専門家は事業者を訪問（3回程度）し、介護職員等処遇改善加算等の加算取得に必要な助言を行う。（20事業者程度）

助言については、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家に当たらせるものとする。

4 額の精算

精算した実績額が委託料の額を下回る場合には、その実績額を委託契約額とする。

5 留意事項

(1) 受託者は、業務上知り得た介護サービス事業者及び個人の秘密は、第三者に漏らし、又は盗用してはならない。

(2) 受託者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。